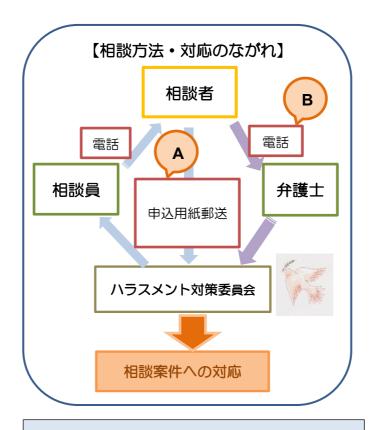
#### ◎ハラスメントのさまざまな例

身近にこのようなことはありませんか? 相手を傷つける意図がなくても、ハラスメントに あたることがあります。

- 例) 「恋人はいないの?」「いつ結婚するの?」「子 供はまだなの?」等、プライベートについてく りかえし尋ねる。
- 例) 嫌がっている人に性的な話をしたり身体に触れ たりする。「二人きりで食事に行こう」と何度も LINE を送り、しつこく誘う。
- 例) 長く教会に通う信徒でつくるグループに新しい 人を引き入れようとするが思い通りにならない 時、集団でその人に冷たくあたり無視する。
- 例) 個人の事情(家庭環境や健康状態等)で教会活動に参加できない人を理解せず、「面倒なことは何もしない勝手な人だ。」と噂話を広める。
- 例)「あなたの信仰心は間違っている。」「信仰とは こういうものだ。」と自分の考えを押し付け、非 難する。
- 例) メールやツイッター等を用いて、不当に個人情報を流したり誹謗中傷を行ったりする。

## ◎ハラスメントでお悩みの時は

一人で悩まず勇気を出して相談してください。相談 員が丁寧に話を聞き、あなたがもっとも安心できる 解決方法を一緒に探します。相談にはハラスメント 対策委員および、外部法律事務所が対応します。



### 【相談方法】

A 対策委員会:相談申込用紙を教会から入手し、対策委員会宛に郵送してください。到着後に、相談員から連絡します。

日本聖公会神戸教区 ハラスメント対策委員会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-11-1 神戸教区事務所内

B 提携弁護士:下記に電話し、お話しください。 (京町法律事務所 吉田弁護士 078-331-0561)

ver2020, 11

# STOP!!



# 日本聖公会神戸教区ハラスメント対策委員会

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-11-1 神戸教区事務所内 TEL 078-351-5469

#### ◎ハラスメントって何?



ハラスメントとは、相手の望まない 言動によって心や体を傷つけること です。個人の尊厳を傷つけ、人権を 侵害する行為で、悪意のあるなしに 拘わりません。

たとえ「親しさの表現」「励まし」 「指導」のつもりであっても、相手がそれを不快であると感じれば、それはハラスメントにあたります。

#### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な言動によって 相手や周囲の人に不快感を与えたり、環境 を悪化させたりすること。



#### パワー・ハラスメント



組織内の地位、職務上の権限、専門能力などの「力の差」に基づ

いて不当な言動を行い相手に嫌がらせをすること。 教育指導上の配慮とは区別される。

#### モラル・ハラスメント

心理的なダメージを与える言動や態度 を繰り返すことにより、相手の安心や自 信、自由の感情を減退させ、支配しようとする精神 的な虐待、あるいは嫌がらせのこと。



#### ジェンダー・ハラスメント

社会的/文化的性差にかかわる偏見や固定的な性別役割分担の押しつけによる嫌がらせや差別的言動のこと。性的少数者に対

するものも含まれる。

#### ◎ハラスメント対応Q&A

- Q 「嫌です!」と言ったら余計ひどいハラスメント を受けるのではないかと不安です。 どうしたらいいでしょうか?
- A できるならば嫌だということを明確に表明して 「やめてください!」とはっきり言いましょう。 あなたが意思表明することで相手や周りの人にも あなたのつらさが分かってもらえます。
- Q 知り合いがセクハラを受けて悩んでいます。 その人に代わって相談することはできますか。
- ▲ 相談窓口では友人や家族を伴っての相談や、友人 や家族などの第三者からの相談も受け付けていま す。ハラスメント相談にあたっては被害者本人に とって不利益になることがないように慎重に対応 します。
- Q 相談したら相手にわかってしまいませんか?
- A 相談対応では、相談があったことを加害者にいき なり伝えることはありません。あなたの意向を尊 重し、あなたを守ることを最優先に対応します。 一緒に解決方法を考えさせていただきます。

#### ◎加害者にならないために

自分の言動がハラスメントに当たらないか 考えてみましょう。

- 1 相手の感情を無視していませんか?
- 2 相手の人格を踏みにじっていませんか?
- **3** 相手が嫌だということ、できないことを 強要していませんか?

#### ◎ハラスメントを受けていると感じたら

事態が深刻にならないように、次のことに気を 付けましょう。

- 一人で悩まずに、友人や家族など、信頼でき、安心できる人に相談してみましょう。
- 2 困ったときは専門の窓口に相談しましょう。
- 3 できるならば「やめてください!」と はっきり意思表示しましょう。

☆相談・調査にあたっては、次の事柄が配慮されます

- 1. 相談には公平に対応します
- 2. 相談者、関係者のプライバシーに十分配慮した対応を行います
- 3. 被害者の安全と安心を第一に、問題解決にあたります
- 4. 相談者だけでなく、調査と問題解決に協力した人にも不利益になるような対応はしません